

諏訪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

諏訪市長 金子ゆかり

諏訪市条例第 17 号

諏訪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

諏訪市国民健康保険税条例（昭和 31 年諏訪市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同条第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が 30,000 円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000 円とする。

第 28 条第 1 項各号列記以外の部分中「660,000 円」を「670,000 円」に、「同条第 5 項」を「同条第 5 項本文」に、「及びク」を「からケまで」に、「額の」を「額（当該減額して得た額が 30,000 円を超える場合には、30,000 円）の」に改め、同項第 1 号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 35 円

第 28 条第 1 項第 2 号中「305,000 円」を「310,000 円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 25 円

第 28 条第 1 項第 3 号中「560,000 円」を「570,000 円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 10 円

第 28 条第 3 項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び 18 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 15 条の規定により算定した 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第 28 条に次の 1 項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3

項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の諏訪市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。